

第 47 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力 NW 小委の議題についての意見

2022 年 12 月 6 日
日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会
企画部会長代行 小野 透

第 47 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における議題につき、以下の通り意見を提出いたします。

資料 3 電力ネットワークの次世代化

2. 脱炭素型の調整力確保システムへの転換

「対応の方向性 2-1：揚水発電の維持・強化に向けた方向性」について、設備投資の促進に繋がる様々な方策を検討いただき感謝申し上げます。

揚水発電は、既に実用化されている脱炭素の調整力であり、自然変動電源の大量導入を目指す中で、その重要性は今後より一層高まると考えられる。

国土交通省では、「治水機能の確保・向上」「地域振興」「カーボンニュートラル」の 3 つの政策目標の実現を目指す「ハイブリッドダム」の取り組みを始めていますと承知しており、こうした取り組みが、円滑に供給力・調整力の強化につながるよう、省庁間の連携を推進することも有益と考える。揚水発電の維持や能力の拡充に、引き続き、工夫を凝らしていただきたい。

3. 費用回収のあり方

発電側課金は、起因者負担・受益者負担の原則に基づき、発電事業者にも託送料金の一定の負担を求めていくことで、公平・適正な費用負担を実現しようとする制度と理解している。

こうした観点を踏まえ、本小委員会では、①発電側課金の対象を「FIT 電源も含めたすべての電源」とした上で、②別途、調整措置の要否が検討されてきたと認識している。とりわけ、③事業者の予見性確保の重要性を認識しながらも、FIT 制度上の配慮やビジネスの実態等を踏まえ、利潤配慮期間の案件については、調整措置を講じない選択肢が示されていた。

今回、既認定の FIT・FIP 案件は、利潤配慮期間の案件も含む「すべて」について、調達期間中は一律に制度の対象から除外する案が提示された。この点、受益者負担の原則や、火力発電などの他の既設電源との公平性に鑑みて、調整を行うことは当然の前提でないとしてきたこれまでの本小委での検討の内容や経緯を十分に踏まえたものとは言い難い。この点については、本来、十分な検討を行うべきであるとともに、調達期間中は適用除外とする理由について過去の経緯にも照らして、明確な説明がなされるべきと考える。

他方、資料にも記載の通り、今後、再エネの大量導入を目指す中で、特に新規の再エネ電源について、受益者負担を促し、かつ、電源立地の誘導効果も期待できる発電側課金の導入を急ぐ必要性も理解できる。資料に記載の方向で制度を開始する場合には、発電側課金が、可能な限り、当初の趣旨・目的を損なわないよう、詳細の制度設計を求めたい。

以上